

人権に関する法律を知っていますか？

前月号では「人権三法」の障害者差別解消法を紹介しました。今月号はヘイトスピーチ解消法について紹介していきます。

人権三法

障害者差別解消法

ヘイトスピーチ解消法

部落差別解消推進法

「ヘイトスピーチ」ってなに？

特定の国の出身者であることまたはその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり、危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動が、一般に「ヘイトスピーチ」とよばれています。

●ヘイトスピーチ解消法●(2016年6月3日施行)

本邦外出身者(日本で生活する外国人)に対する不当な差別的言動を許さないという法律です。

【ヘイトスピーチの例】

- 「〇〇人は出て行け」「祖国へ帰れ」など特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除・排斥することを煽り立てるもの
- 特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えようとするもの
- 特定の国や地域の出身者を、差別的な意味合いで昆虫や動物に例えるなど著しく見下すような内容のもの

ヘイトスピーチのなにが問題なのか？

人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。一人ひとりの人権が尊重され、豊かで安心できる成熟した社会の実現を目指すうえで、こうした言動は許されるものではありません。

》わたしたちにできること《

ヘイトスピーチは、社会に差別を広げ、人の尊厳を破壊し、ときには心身を害するほどの言葉の暴力です。ヘイトスピーチを許さないという意識をしっかりと心にとどめ、私たち自身がヘイトスピーチについての理解を深めることが必要です。

▶個人の尊重～一人ひとりを大切に～

人は生まれるときに、人種や民族、国籍等を選んで生まれてくることはできません。そうした自分では決められないこと、自ら責任のないことで差別されてはならないのです。

▶外国人の人権の尊重～多文化共生社会を目指して～

仕事や観光で日本を訪れる方を含め、今後ますます社会の国際化が進む中で、言動、宗教、生活習慣等の異なる文化や考え方を理解し、互いを尊重しあう多文化共生の意識を育むことが大切です。

▶情報を正確に理解する～間違った情報を信じない～

インターネットはさまざまな情報を簡単に手に入れることができる一方、情報の使い方を間違えると人権侵害にも繋がります。何が正しいのかを「人権」の視点をもって考え、情報とうまく付き合う力を身につけることが大切です。

なごみ

第240号

2022年3月1日発行

編集・発行

和東町人権啓発課

(人権ふれあいセンター内)

TEL0774-78-3488

FAX0774-78-3212



人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません！





みんなで築こう 人権のまちづくり



「第20回和東町人権フェスティバル」 開催中止のお知らせ

2022年3月6日（日）に開催を予定していましたが、「第20回和東町人権フェスティバル」は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止いたします。参加を楽しみにされていた皆様には申し訳ございませんが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。



令和4年度 受講生募集のお知らせ 編み物教室&健康体操教室



和東町人権ふれあいセンターでは、学習や交流、並びに健康の維持・向上を図りながら、地域福祉の向上を目指し、センターの役割、その事業に対する住民の理解や参加がさらに進むようにとの考えから、交流事業としての文化教室を定期的開催しています。

あものきょうしつ 編み物教室



毎月第1・3火曜日

午後1時30分～4時

けんこうたいそうきょうしつ 健康体操教室



毎月第1月曜日

午後1時30分～3時

期 間：令和4年4月～令和5年3月

場 所：和東町人権ふれあいセンター

申込方法：広報折り込みチラシをご確認ください。



情報

あなたの「はたらく」をサポート

出張相談会

「はたらく」ための一歩、お手伝いします！

月日：3月24日（木）

時間：9:30～11:30

場所：和東町役場2階商工会館研修室

075-682-8913

お問合せ

（京都府 商工労働観光部 雇用推進室）

お申込み

0774-78-3488

（和東町人権啓発課）

コロナ禍で離職を余儀なくされた方、シフトが減ったこと等によって減収となった方、転職をお考えになっている方などが対象です。

京都ジョブパーク（マザーズジョブカフェなど）やハローワークといった支援機関で受けられるサポートをご案内します。お気軽にご相談ください。

客先のない就労をあなたと共に考えます

京都ジョブパーク
雇用調整助成金



非正規雇用女性等就労促進事業

ひとりで悩まずご相談ください。

人権擁護委員が無料・秘密厳守で相談に応じます。悩みや不安を抱える人々の相談を受け、その問題の解決や解消を援助します。人権にかかわるご相談は、『特設人権相談所』にお越しください。

3月の相談日

月日…3月25日（金）

時間…午後1時30分～4時

場所…人権ふれあいセンター

人権啓発課（人権ふれあいセンター内）でも人権に関わる相談を随時行っていますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

和東町人権啓発課

（人権ふれあいセンター）

TEL0774-78-3488

FAX0774-78-3212

